

静岡県公立大学法人 第3期中期目標

静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）は、「時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材の育成」と「優れた教育研究の成果の地域社会、国際社会への還元による文化の向上及び社会の発展への寄与」を教育研究の理念に掲げ、第1期及び第2期中期目標期間を通じ、その実現に取り組んできたところである。

一方、18歳人口の減少を見据え、地域における高等教育機関の将来像が議論される時代を迎え、人口構成や地方創生の概念等を踏まえた「知の拠点」としての各高等教育機関の役割・機能の在り方や量的な規模の在り方等について検討することが重要な課題となっている。

加えて、より幅広い年齢層の多様な需要に応える大学づくりが必要とされるとともに、地域における新産業の創出や地域を支える専門人材の育成、グローバル化への対応等、大学に求められる役割はより一層大きなものとなっている。

このような社会情勢の変化を踏まえ、法人の第3期中期目標期間においては、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学」という。）が社会の発展に寄与する「知の拠点」として、静岡県民をはじめ、国内外から支持される魅力ある大学となることを目指し、次の3項目を重点的な目標に位置付け、これを達成するための中期目標を定める。

- 1 年齢層や国籍等を問わず、多様な人材が集まる大学づくりを推進するとともに、時代の要請や地域社会の要望の変化に対応した質の高い教育研究を推進する。
- 2 県立大学が県民からの支援を受ける大学であり、地域に立脚した大学であるという認識を深め、地域と連携した教育研究の推進や、教育研究の成果の地域への還元に努めるなど、教職員と学生が一体となり全学を挙げて積極的に地域貢献に取り組む。
- 3 中長期的な方針のもと、地域への理解とグローバルな視野を兼ね備えた、グローバル化社会で活躍できる人材を育成するとともに海外の大学との交流をより一層拡大・深化させるなど、グローバル化施策を着実に推進する。

法人は、この中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画を策定し、計画的かつ効率的な運営に努めなければならない。

加えて、今後想定される、地域における質の高い高等教育を確保するための抜本的な構造改革に対し、迅速かつ柔軟に対応していく必要がある。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成37年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

| 大 学 | 学 部 等 |
|-----------------------|---------------|
| 静 岡 県 立 大 学 | 薬 学 部 |
| | 食 品 栄 養 科 学 部 |
| | 国 際 関 係 学 部 |
| | 経 営 情 報 学 部 |
| | 看 護 学 部 |
| | 大 学 院 |
| 静 岡 県 立 大 学 短 期 大 学 部 | |

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育

(育成する人材)

学士課程においては、幅広い教養と基本的な専門学力を備え、地域社会に貢献するとともに、広く国内外でグローバルに活躍することができる人材を育成する。

大学院課程においては、高度な専門的知識や能力を持つ高度専門職業人及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者を育成する。

短期大学部においては、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と実践的な専門知識や技術を備えた人材を育成する。

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）やカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を踏まえたわかりやすく体系的な教育課程を編成するとともに、社会や学生のニーズの変化を的確に捉え、教育課程の不断の見直しを行う。

教養教育を検証し、充実するとともに、専門教育との有機的連携を図る。

教育の質の向上に資するよう、客観的な基準に基づく透明で厳格な成績評価を行う。

イ 特色ある教育の推進

地域への理解・愛着とグローバルな視野の醸成に資するよう地域志向科目群を全学的に推進し、さらに内容を検証し改善に取り組む。

また、総合大学の特色を活かし、学部間等で連携した特色ある融合的な教育を行う。

ウ 多様な教育方法の拡充

学士課程及び短期大学部においては、学生の意欲的、主体的な学修や初年次からの授業内容の確実な理解のため、アクティブ・ラーニング等の多様な教育方法を拡充するとともに効果を検証し改善する。

大学院課程においては、より広く社会で活躍できる人材育成を目指し、専門性の一層の向上に加え、学際的な視点を持って幅広い分野の履修が可能な教育を推進する。

また、各課程において、産学連携・大学間連携により、教育方法及び教育内容を充実する。

(2) 入学者受入れ

18歳人口が減少する中で、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に沿った社会

人や留学生等を含む質の高い入学者を安定的に確保する。

また、高大接続改革を踏まえ、大学入学共通テストへの対応及び個別選抜改革に取り組み、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価する入学者選抜を的確に実施する。

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

学部横断的な教育体制の確保や学外の人材の登用、産学連携・大学間連携による教育などを推進することにより、社会人や留学生等の多様な学生に対する教育の実施体制を整備する。

また、教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。

イ 教育力の向上

ファカルティ・ディベロップメント（FD：教育力や研究力等を含む総合的能力の開発）活動や、外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用した教育活動の改善を推進するとともに、教育の質の向上に係るPDCAサイクルを組織的に機能させる教育の質保証システムを確立し、全学的な教育力の向上を図る。

(4) 学生への支援

社会人や留学生等を含む多様な学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を送ることができるよう、学習環境や生活支援体制の充実を図る。

全ての学生が希望する進路へ進むことができるようにするため、県内産業界と連携した取組をはじめ、学生の就職・進学等のキャリア形成を支援する。

卒業生とのネットワークを維持・発展させ、卒業生と連携した在学生支援を推進する。学生の豊かな人間性と社会性を育むため、学生の自主的な社会活動を奨励し、支援する。

2 研究

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

独創性豊かで国際的に評価される高い学術性を備えた研究活動を重点的かつ分野横断的に推進する。

また、社会を支える知の拠点として、地域社会の課題解決をはじめ、地域産業の高度化、さらには新産業の創出等に資する研究に積極的に取り組む。

イ 研究成果の活用・発信

研究成果は、知的財産としての活用を含め、地域社会への還元を促進するとともに、国内外に積極的に情報発信する。

(2) 研究の実施体制等

重点的な研究課題の推進に向け、研究組織の弾力化を図るとともに、外部資金を活用しながら、国内外の大学や研究機関をはじめとする産学民官と連携した研究を積極的に推進する。

また、必要な研究環境の整備を推進する。

3 地域貢献

(1) 地域社会等との連携

大学周辺地域や協定締結市町・機関等との連携を強化、拡充するとともに、地域経済団体等を通じ、広範な企業・団体との協力関係を構築する。

また、政策形成や各種施策への協力を通じた県との連携をはじめ、ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの積極的な参画を通じた県内高等教育機関等との連携や、県内高校生の学習・進路等支援を通じた高大連携等を推進する。

(2) 教育研究資源の地域への還元

県民の学び直し等のニーズに的確に対応した多様な学習機会の提供や、産学民官連携による研究成果の地域への還元を積極的に行うとともに、健康長寿や観光等の地域課題に係る教育研究を県内各地において展開する。

(3) 地域社会への学生の参画

県内地域における人口減少の進行などの諸課題への対応や大規模イベントの開催などの地域活性化の機会を活かし、課外活動を含めた学生の地域社会への参画を促進する。

(4) 地域貢献の推進体制整備

地域貢献に対する教職員の意識向上を図るとともに、地域貢献を推進する上での学内の体制を整備する。

4 グローバル化

(1) グローバル人材の育成

より多くの留学生に選ばれる魅力的な大学を目指し、明確な留学生の確保・育成方針のもと、留学生のニーズやキャリアパスを考慮した教育研究及び生活環境の整備等により留学生受入れを推進し、多様な文化的背景を持つ留学生と日本人学生が交流・研鑽する環境を実現する。

また、英語等語学力の向上及び多文化共生の意識の醸成に取り組むとともに、留学環境を整備し、より多くの日本人学生を国内外で活躍できる人材として育成する。

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

協定校等の海外大学との交流の拡充に加え、教育研究を通じた学生及び教職員の海外交流活動を積極的に推進する。

(3) グローバル化の推進体制整備

学内の体制を整備し、グローバル化方針のもと、中長期にわたる一貫した取組を実施する。

第3 法人の経営に関する目標

1 業務運営の改善

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

社会の要請や教育研究の進展を踏まえ、理事長・学長のリーダーシップのもと、大学間連携の推進や、教育研究組織の在り方の検討を行うなど、大学の機能強化と魅力の向上に取り組む。

また、教員と事務職員の連携及び協働を推進するとともに、業務改善や事務局機能の強化により、生産性の高い業務運営を行う。

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

中期目標及び中期計画の推進や教育研究の質の向上を図る観点から、教職員の任用制度及び評価制度の運用と改善を図る。

さらに、中長期的な視点に立って計画的な人員確保や人員管理を行うとともに、多様な人材が活躍できる組織づくりに取り組む。

イ 職員の能力開発

事務職員の専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント（SD：組織的に行う職員の職務能力の開発活動）を充実させる。

(3) コンプライアンスの強化

教職員のコンプライアンスに対する意識の徹底、情報漏えいなど業務遂行上のリスク管理の強化や監査の効果的な実施により、法令等に基づく適正な教育研究活動及び大学運営を行う。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学民官連携による共同研究費・受託研究費、寄付金などの外部資金の獲得等を通じ、積極的に自己収入の確保に努めるとともに、安全かつ効果的な資産運用等を行い、財政基盤の強化を図る。

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

財務状況の継続的な検証・分析に基づく適切な予算管理により、効率的な予算執行を進め、自律的かつ安定的な経営を確保する。

3 施設・設備の整備、活用等

既存の施設・設備を有効に活用するとともに、長寿命化の基本方針に従い、中長期的な計画のもと適切な施設整備及び維持保全を推進する。

整備・改修の際には環境やユニバーサルデザインなどにも十分配慮する。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実

定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。

2 情報公開・広報の充実

教育研究活動や業務運営について、情報公開を推進するとともに、効果的な情報発信の在り方の検証のもと、大学の理念や教育研究活動等に関する広報を、国内外に対し積極的かつ効果的に展開する。

第5 その他業務運営に関する重要目標

1 安全管理

学生及び教職員の安全・健康や全学的な安全衛生管理体制を確保するとともに、事故、災害等の未然防止と適切な対処に向け、地域社会と連携し、危機管理体制を拡充する。

2 社会的責任

学生及び教職員に対するハラスメントを防止するなど、基本的人権を尊重するための制度や体制の整備、強化を図る。また、男女共同参画推進やダイバーシティ（多様性）実現の観点から、学生や教職員に快適な教育研究に係る環境の整備を推進する。

併せて、環境への負荷を低減するための取組を推進する。